

工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、出水市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（以下「元請負人」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における出水市建設工事請負契約書の標準様式（平成18年出水市告示第143号。以下「工事請負契約書」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、次の工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為、歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事は除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるもの
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるもの
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越された工事であって、債権譲渡の依頼時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるもの
- (2) 役務的保証を必要とする工事
- (3) 元請負人の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不相当と認める特別の理由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。）、又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該建設工事が完成した場合においては、工事請負契約書第30条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する出水市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の出水市の請求権に基づく金額

を控除した額とする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降にしなければならない。

(債権譲渡の承諾に係る書類)

第6条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする元請負人は、次の書類を契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(第1号様式) 1通
- (2) 元請負人と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第2号様式) 1通
- (4) 発行日から3箇月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾の処理手順等)

第7条 契約担当者は、前条の規定により提出のあった書類について、受理後速やかに承諾のための手続を行うものとする。

2 契約担当者は、債権譲渡整理簿(第3号様式)により債権譲渡の承諾状況の管理を行うものとする。

3 契約担当者は、債権譲渡を承諾した場合、確定日付を付した債権譲渡承諾書(第4号様式)を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付するものとする。

(書類等の確認に際して留意すべき事項)

第8条 契約担当者は、債権譲渡承諾依頼書に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること等を確認するものとする。

2 契約担当者は、工事履行報告書により、工事進捗率が全体の2分の1以上であることを確認するものとする。

3 契約担当者は、債権譲渡承諾依頼書の印影を照合するものとする。

4 元請負人及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合において、各書類の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に契約担当者に提出されているときには、第6条第4号の規定にかかわらず、当該印鑑証明書の提出を省略することができるものとする。

(融資実行の報告)

第9条 元請負人は、債権譲渡先と金銭消費貸借契約を締結したときは、速やかに次の書類を契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 融資実行報告書（第5号様式） 1通
- (2) 金銭消費貸借契約書の写し 1通
- (3) 支払状況及び支払計画（第6号様式） 1通

2 元請負人は、金融機関から当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による金融保証を受けた場合には、速やかに契約担当者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

3 契約担当者は、第1項第1号の融資実行報告書を受理した場合は、遅滞なく、工事請負代金の振込先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

（債権譲渡先の債権金額の請求）

第10条 債権譲渡先は、元請負人が工事請負契約書第30条第2項の検査に合格し、引渡しを行った後（当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを行った後）、確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を契約担当者に提出しなければならない。ただし、第3号の書類については、第8条第4項の規定を準用する。

- (1) 工事請負代金請求書（第7号様式） 1通
- (2) 第7条第3項に規定する債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 発行日から3箇月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (4) 債権譲渡契約証書の写し 1通

（工事請負代金の請求書類の確認に際して留意すべき事項）

第11条 契約担当者は、前条第1号の工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第4条第1項に規定する譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月4日から施行する。